

令和3年度第1回焼津市総合教育会議議事録(概要)

1 開催日時 令和3年6月25日(金) 午後3時30分から午後4時45分まで

2 会場 焼津市役所6階 603号室

3 出席者

(構成員)

市長 中野弘道

焼津市教育委員会

教育長 羽田明夫

教育委員 大石智之 奥川重子 山竹葉子 河江富男

(関係者)

副市長 下山晃司

社会教育委員長 渡邊徹

(事務局)

教育委員会事務局長 櫛田隆弘、教育総務課長 増田洋一、学校教育課長 池田純也、教育センター所長 小長谷恭彦、家庭・子ども支援課長 服部正宏、こども未来部長 渡辺晃子、こども未来部次長兼保育・幼稚園課長 織原由香利、学校教育課主席指導主事 福田陽子、山田宗則、教育センター主席指導主事 鈴木泉、家庭・子ども支援課主席指導主事 多々良博之、行政経営部政策企画課総務担当主幹 八木澄人、教育総務課総務担当主幹 進藤敬

4 協議事項

(1) 「優しく、強く、愛しい人」を育てる教育について

教育大綱の理念である「優しく、強く、愛しい人」を落とし込む取組、事業について

(2) 情報活用能力、情報端末を活用しての効果的な授業について

ア GIGA スクール構想の概要

イ GIGA スクール構想への取組

ウ 今後の検討事項

(3) その他

5 議事内容

別紙のとおり

<p>中野市長</p>	<p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>この総合教育会議におきまして、教育委員会と行政が一体となって、方向性をしっかりと定め、より良い教育環境を目指していきたいと考えております。昨年度の当会議においては、「焼津市教育大綱の見直し」、「教育センター事業」、「家庭・子ども支援室」について御協議をいただき、「焼津市教育大綱」の基本理念を定めました。また、昨年度、学校現場においては、国のG I G Aスクール構想に基づき、小中学校全 22 校に校内通信ネットワークと児童生徒 1 人 1 台端末を整備しました。これをふまえ、本年度は、「焼津市教育大綱」の理念のさらなる浸透と小中学校における I C T の活用について御協議をいただきたいと考えております。</p> <p>また、新型コロナワクチン接種について、65 歳以上の方に接種券を送付し、7 月末までに希望者全員接種の体制を整えております。焼津市は、かかりつけ医 8 割、集団接種 2 割で実施していますが、若年層の状況を考慮してこの割合を見直す検討をしております。薬剤師会にもお願いし、市内 80 の薬局で相談、予約のできる体制を整えております。</p> <p>今後とも、「総合教育会議」という席で、これまで以上に教育委員会と市が連携以上の連帯をして、先生方の御指導のもと、現場を見据えた施策ができるように、みなさまの御意見をお伺いしながら子どもたちのために、実のある支援をしていきたいと思っております。これまで同様の御指導・御鞭撻を賜ることをお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
<p>櫛田事務局長</p>	<p>(令和 3 年度の協議事項の説明)</p> <p>昨年度の第 3 回総合教育会議にて、今年度の協議事項の御意見をいただいたことをうけまして、今年度につきましては、一つ目として、『教育大綱の基本理念である「優しく、強く、愛しい人」を育てる教育について』としまして、昨年度策定をいたしました教育大綱の基本理念を落とし込んだ、幼稚園・保育園、小中学校での取組目標等、また、家庭・子ども支援事業の取組について、御協議をお願いしたいと思います。</p> <p>二つ目として、「情報活用能力、情報端末を活用しての効果的な授業について」、としまして、国のG I G Aスクール構想のもと、昨年度整備しました 1 人 1 台端末について、今後、どのように児童・生徒の情報活用能力の育成や教師の情報機器を活用した効果的な授業力を高めていくのかということについての、御協議をお願いしたいと思います。</p>

池田学校教育課長	<p>3 協議事項</p> <p>(1)「優しく、強く、愛しい人」を育てる教育について</p> <p>教育大綱の理念である「優しく、強く、愛しい人」を落とし込む取組、事業について</p> <p>配付資料により説明 (説明概要)</p> <p>基本理念「優しく 強く 愛しい人」を受けまして、令和3年度 焼津の教育の中にあります 学校教育の焼津市学校教育の重点の基本方針「豊かな心を持ち、自ら生き生きと活動する子どもの育成」を目指すこととしています。この基本方針の具体的な取組の柱の内、「心身の教育充実」の項目に、物的・心的両面から心豊かな「人間尊重の教育」を推進します。更に、挑戦の過程で生じる困難やつまずき・失敗をとおして、真の強さや優しさを身につけ、人から愛される愛しい人へと成長できるよう「心の教育」の充実を図ることを示しております。また、この基本方針を図るため、焼津市の教育の重点を「自立する力」の育成に置きました。さらに「自立する力」は、「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな体」を総合的に身につけることによって発揮できると考えており、「豊かな感性」に関して、小中学校で取り組む「豊かな心を育てる教育環境」として、教師は、たとえ子どもが失敗しても、自ら判断し、自ら動きだすよう意図的に働きかける指導を積み重ねることで、教育大綱の理念の具現化を図ることとしています。また、教育大綱の理念を受けて、大変多くの学校の重点目標に「自ら」や「自分から」という言葉が見られ、「自ら判断したり、自ら動きだしたりする子ども」の育成に取り組もうとしていることがわかります。</p> <p>「優しさ」に関しては、焼津東小の「自分も相手も大切にし、共に伸びようとする子」や小川小の「相手の気持ちを考えて行動する」、中学校では、焼津中の「他者の考えを受け入れる柔軟さ、協調、協働、和の心」や大富中学校の「感謝の気持ちを持ち、自他を大切にしようとする生徒」など、目指す子どもの具体的な姿が見られます。</p> <p>「強さ」に関しては、焼津西小の「失敗を恐れず思い切って挑戦できる子」や和田小の「自己肯定感を高め、新しいことにも主体的にチャレンジする子」、中学校では、大村中の「変化する世の名にたくましく、しなやかに対応していく力」や豊田中の「間違いや失敗を恐れず、安心して思いや疑問を表現できる集団づくり」など強い心の育成に臨む各校の姿勢がうかがえます。</p> <p>その他にも、各校が子どもの実態に合わせ、目標や具体的な目指す子どもの姿や受けたい力を示して、取り組んでおります。</p> <p>焼津市幼児教育の重点として、乳幼児期においては「自立する力」の基盤となる「自己肯定感を持つ子ども」を育てることを重視します。「自己肯定感を持つ子ども」は「豊かな心」、「学びの芽生え」、「健やかな体」の3つが相互に</p>
織原保育・幼稚園課長	

服部家庭・子ども支援課長	<p>関連することによって育てられると考えました。</p> <p>「豊かな心」に関しては、配慮され、構成された環境の下、居心地のよい雰囲気の中で、子どもの思いを受け止め満たすことによって、生命の保持と情緒の安定を図り、自分の思いを素直に表そうとする心を育てます。また、身近な人と親しみ、かかわりを深めていく中で、信頼感や思いやりの気持ちを育て、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。</p> <p>保育園・幼稚園では乳幼児期の発育にとって不可欠な「遊ぶこと」を通し、「優しく 強く 愛しい人」を育てます。乳幼児期の「優しさ」は、主に友達との関わりから育てることができると考えています。静浜幼稚園の「友達と遊ぶ子」や小川保育園の「友達や異年齢の子と仲良く遊ぶ子」など、目指す子どもの具体的な姿が見られます。</p> <p>「強く」に関しては、多くの園が掲げている「夢中になって遊ぶ子」が、まさに強い心の素地になると考えます。大井川西幼稚園の「自分のことは自分でする子」、石津保育園の「主体的に遊ぶ子」など、生活や遊びを通し、強い心の育成に取り組めます。</p> <p>その他にも、各園が子どもの実態に合わせ、目標や具体的な目指す子ども像や育てたい力を示して取り組んでおります。今年度は、副園長・フリー主任の研修会や、園長研修で教育大綱の基本理念が、日々の園活動とどのようにつながっているか、どんな子どもを育てることか、どんな保育をしたらよいかを確認しあい、改めて教育大綱とつなげることを行いました。「優しく 強く 愛しい人」を意識し、今後の保育に取り組んでまいります。</p>
	<p>不登校の状況としましては、全国的にも増加傾向にあり、本市においても切実な課題であると認識しております。教育委員会では、昨年度から「家庭・子ども支援事業」として不登校対策に取り組み、今年度は新たに「家庭・子ども支援課」が設置されました。</p> <p>不登校対策の取り組みの柱が、「新たな不登校児童生徒を生まないために」「不登校の早期発見、早期対応」「長期化している不登校児童生徒への対応」となります。新たな不登校児童生徒を生まないために、教育センター「みらい」が魅力ある学校づくりに向け、学校、教職員を全面的に支援します。また、家庭・子ども支援課「あゆみ」が、校長会や各校での生徒指導研修会などで不登校未然防止について啓発したり、助言や指導を実施します。不登校児童生徒の早期発見・早期対応として、学校は、子どもや家庭の変化を察知し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し即時に対応します。また、家庭・子ども支援課「あゆみ」が、早期発見・早期対応についての研修会を開催したり、学校から依頼があった場合には、ケース会議を行ったり、アドバイスをします。</p> <p>長期化している不登校児童生徒への対応として、家庭・子ども支援課「あ</p>

ゆみ」が積極的にに関わり、学校や関連機関と連携して、家庭訪問などそれぞれの子どもや家庭の状況にあった直接的な支援を行います。

次に「これまでの家庭・子ども支援事業の具体的な対応」についてであります。昨年度、支援対象として候補に挙げた児童生徒は132人で、その内「あゆみ」が直接支援した児童生徒は54人でした。内容としては、学校や関係機関と行ったケース会議が73回、家庭訪問で行った直接支援が330回、公民館や学校等で行った直接支援が39回、庁舎等での保護者面談が78回でした。これらの支援により、登校できた児童生徒が8人、適応指導教室やフリースクールにつながった児童生徒が26人など、児童生徒の表れに向上が見られました。

「家庭・子ども支援事業の成果・課題と対策」について、成果と課題ですが、継続的支援が行われた家庭では、子供の表れに改善が見られたり、保護者の安心感につながったりしました。即効性のある打開策が無くても、子どもや保護者に寄り添い続けることにより、信頼関係が構築され、改善につながっていると考えております。特に、スクールソーシャルワーカーと連携して家庭訪問を実施することで、保護者と児童生徒本人への対応を役割分担でき、効果がありました。今後は、継続的支援に至らない家庭や訪問等を拒否する家庭に対しては、ケース会議を継続して見守りや支援が途切れないようにするとともに、関連機関との連携をさらに進め、対象家庭との関係が構築できるようにしていく必要があります。

こども相談センター、児童相談所など、関連機関との連携を深めたり支援協力を多く受けたりすることができ、学校が支援の停滞を感じていた子ども・家庭に対して、それぞれの事案に合った支援を進めることができました。また、本課がイニシアチブをとってケース会議を開催したり、関連機関と連携を進めたりすることは、支援の有効性を高めるだけでなく、学校教職員の負担軽減にもつながっていると考えております。ほとんどの小・中学校で、本課による支援を行っていますが、さらに学校が本課に依頼しやすくなるよう、具体的な実践モデルを示し、本事業のイメージや効果を各校が感じるようにしていく必要があると考えております。

また、学校からの依頼を受けて、校内研修で不登校対応に関する教職員への啓発を行いました。本年度当初、教育センターと連携して、「みらい講座」で生徒指導講座を実施しました。今後も、このような教職員に対する研修の機会を充実させ、不登校の未然防止を図る取組を充実させていきたいと考えております。

小学校から中学校への移行支援・情報伝達に取り組み、小6から中1へ途切れない支援を進めることができました。さらに、中学卒業後の青少年に対しても、相談窓口を広げて市全体の若者支援を進めていきたいと考えております。

最後に「今後の方向性と具体的な方策」についてですが、「今後の方向性」

として、あゆみの支援を必要とする子どもや家庭を早期につかみ、支援対象家庭を増やしていくとともに、学校とのつながりをさらに強化していきたいと考えております。また、支援の質を高め、事業の充実を図ってまいります。「具体的な方策」として、課内の生徒指導担当と連携することで、各校の不登校状況を把握したり、問題行動やいじめの情報を踏まえて支援の仕方と共に協議したり、不登校未然防止、早期発見・早期対応の研修や実際の対応につなげていきます。また、不登校問題に限らず、児童生徒の様々な問題について「あゆみ」が窓口となり、関連機関につないだり、同行支援を行ってまいります。

課内で実施する進行管理会議にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが定期的に参加するようにし、各担当校の不登校情報や支援についての専門的な助言を得てまいります。また、スクールソーシャルワーカーと連携して家庭訪問できるケースは、積極的に実施してまいります。

6月、7月に各校を訪問し、支援対象の候補となる家庭について情報交換を行ってまいります。また、各校で定期的に行っている支援会議や生徒指導部会に参加し、情報を得たり、助言をしたりしてまいります。さらに、実践事例を各校に紹介し、事業内容やその効果について理解を深めるようにします。

ケース会議の開催を積極的に促し、関連機関との連絡や準備等を本課が担うことで、学校の負担軽減を図ってまいります。

対象児童生徒の表れに関して、状況を客観的に見られる評価指標を作成し、学校復帰に至らなくても、本人の改善の状況を把握し、取組の成果を実感できるようにしていきたいと考えております。若者サポートステーションや法務少年支援センター等、連携できる関連機関を広げ支援に生かしてまいります。

不登校児童生徒への対応に際し、青少年教育相談センタースタッフも同行するケースを増やし、特に中学3年生については、中学卒業後の支援につなげていくようにします。本課としましては、今後も、子どもの表れの向上、保護者の安心感につながるよう、支援の質を高め、事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

奥川委員

各校が「優しく 強く 愛しい人」の理念を受けて目標をたてているのはすばらしいことだと思いますが、その言葉にこめた真の思いについては、今後の学校や園の訪問の中で確認する必要があると思います。コロナ禍で大変な状況ですが、教育委員会としても、理念を受けた指導をお願いしたいと思います。

不登校児童生徒へのかかわりについては、教職員が大変な労力を費やしていると思いますが、家庭・子ども支援課ができたことで、教職員、保護者へ安心感を与えることができたのではないかと思います。そして、これが子どもへの安心感につながると思います。これからも、関係機関が連携して対応していただきたい。

大石委員	<p>教育大綱で「心の充実」を強く打ち出しています。「心の充実」については、学校だけでなく、親が担う部分多いと思います。市内の各家庭に浸透させるために、家庭への働きかけはもちろん、社会教育などの分野にもしつこいぐらいに働きかけをして、焼津市全体として目指していく姿勢が必要があるように思います。</p>
池田学校教育課長	<p>学校訪問等での指導・支援、学校を通しての保護者への働きかけはもちろん、教育委員会から直接保護者へ発信することについても検討していこうと思います。</p>
山竹委員	<p>「これまでの家庭・子ども支援事業の具体的な対応」で、「学校との打合せの結果、支援対象としなかった児童生徒数 78 名」の内容についておしえていただきたい。また、不登校に至っていない隠れた問題への対応も必要であると思いますが、「今後の方向性と具体的な方策」において意識されていることがわかりました。</p>
多々良主席指導主事	<p>まず、各学校に支援対象として幅広く児童生徒をあげてもらい、学校訪問や打合せを通して、児童相談所、こども相談センター、適応指導教室など、どの関係機関が関わるのが適切なのか協議をしました。その結果として、「あゆみ」が関わることとなったのが 54 名となっています。</p>
山竹委員	<p>児童生徒個々に関して対応が必要であり、御苦労が多いと思うが、今後ともよろしくお願ひしたい。</p>
河江委員	<p>不登校への関わりは長期間かかることになるかと思われるが、引き続き寄り添って対応してもらいたい。教育大綱の理念「優しく 強く 愛しい人」については、学校訪問の際にお聞きしてみたいと考えています。</p>
羽田教育長	<p>教育大綱の理念について、いろいろな場所でいろいろな言葉で発信していくことが必要であると思います。例えば、幼稚園・保育園では、人に頼らないで自分のことができる子、中学校では、失敗を恐れずに行事の企画にチャレンジするなど、幼稚園、小学校、中学校の各段階を意識した、園、学校経営がなされるのが大事であると思います。</p>
中野市長	<p>焼津市の教育が、大綱の理念を踏まえて進み始めていること、子ども一人ひとりを取り残さない体制を作っていただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>(2) 情報活用能力、情報端末を活用しての効果的な授業について</p> <p>配付資料により説明</p>

小長谷教育センター所長	<p data-bbox="411 197 831 230">ア G I G A スクール構想の概要</p> <p data-bbox="379 241 1406 611">G I G A スクール構想は「特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる I C T 環境の実現」の推進をねらいにしており、令和元年 12 月に文科省から打ち出されました。これは、教育の情報化を進めることで、子供たちに対しては、教科指導等で I C T を効果的に活用する事とおして、言語能力や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を目指します。さらに教職員には、I C T を活用した情報共有により、きめ細やかな指導を推進することや、校務の負担軽減を目指しています。</p> <p data-bbox="379 622 1406 1043">国の G I G A スクール構想をうけての焼津市での I C T 環境整備の状況について、教育総務課を中心に高速大容量通信ネットワーク、1 人 1 台端末と 1 人 1 アカウントの付与、学習用ツールの Google Workspace、電子黒板やデジタル教科書などの整備を進めてきました。文科省では、I C T の授業での効果的な活用方法を学習の 3 つの場面（一斉学習、個別学習、協働学習という場面）に整理して示しています。たとえば、一斉学習では教員による教材の提示、個別学習では調査活動や、表現や作品の制作、協働学習では発表やグループでの意見整理の場での活用などです。これをモデルにして焼津市でも、I C T の特徴を踏まえ、授業等での効果的な活用を推進して参ります。</p> <p data-bbox="411 1104 887 1137">イ G I G A スクール構想への取組</p> <p data-bbox="379 1149 1406 1473">焼津市の授業改善の重点として、単元または 1 時間 1 時間の授業の導入・展開・終末などの場面で行われる一斉学習・個別学習・協働学習のそれぞれの場面で、I C T を効果的に活用します。焼津市の授業で目指す I C T 活用は、「主体的・対話的で深い学び」を充実させるために、I C T 機器を効果的に活用するということであり、活用することが最終的な目的ではなく手立てであることを確認しています。このことは、校長会、教科領域研究委員研修会、研修主任研修会、初任者研修会等の機会を確認しております。</p> <p data-bbox="379 1485 1406 1995">焼津市における I C T 活用計画では、4 段階のステップの I C T 活用計画を、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年計画で段階的に進めていくことを各学校に示して取組を進めています。令和 3 年度は、ステップ 0～1 にあたる、「いつでも、ちょこっと使う」ことから始めています。文房具のようにいつも当たり前前に端末があり、たとえば、子どもたちが朝登校した時に健康観察で体調を入力したり、授業ではデジタル教科書や動画や資料を見たりして、端末の扱いに慣れ、操作の基礎を身に付けます。また、教職員は会議や打ち合わせで情報を共有するなどして、端末の便利さを実感し活用への意識を高めます。令和 4 年度までに、ステップ 1 の「すぐにでも どの教科でも だれでも活かせる」ことを目指して、たとえば、授業で端末で調べ学習を行ったり、調べたことを文章でまとめ、プレゼンテーションをしたり、また、クラウドに自分の学習の</p>
-------------	--

記録を保存したりします。このように端末を「個別学習や一斉学習の場面で活用」することを進めます。そして、令和5年度までに、ステップ2の協働学習の場面で、たとえば、子どもたちは端末を使ってグループで意見を整理したり、クラウドを活用して考えを共有したりします。教員は授業支援ソフトを使って、資料やまとめられた意見を効果的に提示して全体で共有したり、課題を個々に配布・集約したりして各教科での学びを深めてまいります。令和7年度までに、ステップ3の問題解決学習で、子供が自ら方法を選択し、自主的・主体的に端末を活用し、課題を解決していくことを目指します。

次に、教職員研修計画では、焼津市全体でのICT活用推進を確実なものにするため、まず、市内のICT活用推進の中心になる教員に委嘱する「情報教育推進委員会」で、「情報モラル部」、「ICT活用部」の2部で活動し、ここで焼津市の方向性を検討・決定します。そして、市内小中学校での推進の中心となるICTリーダーが、授業での活用方法や、運用ルールなどを年4回の研修会で、具体的に研修し、各学校で伝達講習を行って浸透させていきます。各学校での研修内容や研修方法は、その学校のICT活用の進捗状況によって若干異なりますが、端末の管理・運用方法等の確認や、授業での効果的な活用方法などの内容を、時間を確保して工夫した研修を行います。さらに、学校教育課では要請のあった学校のICT活用の進捗状況を把握したうえで、ICT伝達支援研修を行います。また、図の右側にあるように、Google WorkspaceのClassroomには、市内教員の希望者と市教委で構成される「焼津市GIGAスクールプロジェクト」を立ち上げ、指導主事や各学校が情報提供や情報交換を行っています。発信された情報を得て、実践に結びつくように働きかけています。このClassroomに6月23日現在246人が参加しています。

みらい講座では、教育センターが教職員のニーズに合わせて、自主参加による年間5回のGIGAスクール研修会を実施します。第1回目は6月18日（金）Chromebook 初級編「作った文書をクラウドに保存しよう」「Classroomで課題を出そう」を実施しました。午後6時30分からという勤務時間外の研修会でしたが、24名の参加がありました。市教委の指導主事と教員の距離が近く、何でも訊き合える雰囲気の中での研修となりました。今度もニーズに合わせた研修を実施して参ります。

今後の推進方針と進捗状況の確認について、各項目を見ると5月にだいぶ進んだことがわかります。しかし、学校間で差が生まれている状況もあるため、学校教育課から、GIGAスクール構想推進のために、各月で進めておきたい最低ラインを発信します。それを受けて、全職員対象の活用実態アンケートをGoogleフォームで行い、実態を把握したうえで支援に入ります。

最後に、今後の検討事項について、まず、「ICT支援員の導入」では、教育総務課と連携して、近隣市町でのICT支援員の活用状況と各学校からの問い合わせや要望を整理し、必要性について確認します。次に「端末持ち帰り

	<p>検討」では、子どもたちへの情報モラル教育の充実と並行して、家庭の WiFi 環境、フィルタリング等の環境整備が必要になることが考えられます。また、現在の運用ルールでは、基本的に家庭に持ち帰らないことになっていますが、校長の判断により、可能となる場合があります。例えば不登校の生徒への支援などです。今後は、情報の収集に努めるとともに、子供たちの状況をよく把握して、端末の持ち帰り等を慎重に検討していきます。</p>
大石委員	<p>「ICT活用計画」について、文部科学省等がモデルプランを示したものに基づいた計画ですか。</p>
小長谷教育センター所長	<p>根本となるモデルは文部科学省が示したものですが、焼津市の実態を踏まえて作成したものです。</p>
大石委員	<p>1年ごとにステップアップをする計画となっていますが、一番の課題は先生方の対応かと思われそうですがいかがでしょうか。</p>
小長谷教育センター所長	<p>子どもたちのほうがデジタルに詳しいという現状もあり、教員への研修等の支援が重要であると考えます。</p>
大石委員	<p>ICTの世界は日進月歩であることから、なるべく前倒しに、かつ子どもたちの能力を活用するなど、柔軟に対応する必要があると考えます。また、端末について数年後には更新が必要であると考えますが、計画等がありますか。</p>
増田教育総務課長	<p>昨年度の端末更新は国庫補助を活用していますが、5年程度で更新が必要であると思われます。ただし、その時点で今回のような補助があるかわかりません。また、そのころには、端末について、文房具と同様の扱いとなっていることも考えられます。次の更新まで時間がありますので、周りの状況を見ながら判断していきたいと考えます。</p>
奥川委員	<p>昨年度の導入まで、実際に端末の整備ができるか疑問であったが、担当課、首長の理解のもと、スタートできたことは本当にありがたいことだと思います。教員のスキルも様々であることから、「いつでも、ちょこっと使う」ことから、ステップを踏めることは大変よいと思いました。今年度の学校訪問において、各学校の抱えている課題を知るために、端末を利用した授業を公開してもらいたいと思います。また、家庭、保護者に情報端末を活用した取組みについて伝えていただくことをぜひ検討していただきたいと思います。</p>

小長谷教育センター所長	<p>学校訪問に関しては、2学期の学校訪問での対応を検討していきたいと思えます。家庭・保護者への周知については、教育センターで発行している「たより」や学校と保護者を結ぶネットワークを活用して発信をしているところですが、発信方法については、さらに工夫をしていきたいと思えます。</p>
山竹委員	<p>一人1台端末の運用については、まだまだ大変なことがあるように感じました。また、説明にありましたが、学校間に格差が出ないように身近な目標を設定することは必要であると思えました。</p>
河江委員	<p>個人間の格差、学校間の格差が生じている現状があることがわかりました。端末については、あくまでツールであると思えますので、今後、格差が生じないような方策を考えていく必要があるように思えます。</p>
羽田教育長	<p>情報活用能力に関して、日本の子どもは、他の国の子と比べると劣っていると思えます。2年ほど前の調査において、情報端末を使用した調査であったため、読解力が低下している結果となったことで、文科省が情報端末の導入を急いだ経緯があるようです。「GIGA開き」において、三十数人の生徒の対応は、支援員を含めて数人の教職員で対応しなければなりません。また、先生方は、学習効果を上げるための道具としての活用について考えなければなりません。委員からの御意見にもありましたが、「いつでも、ちょこっと使う」ことで、先生方に積極的に使ってもらうことが必要であると思えます。</p> <p>(3) その他 <質問・意見なし></p> <p>(4) 連絡事項 次回開催予定時期を説明 本年度の総合教育会議は3回を予定しています。次回は10月26日(火)午後1時50分から黒石小で開催し、実際に端末を活用しての授業の視察を予定しています。第3回目の会議は令和4年2月22日(火)を計画しています。</p> <p>4 閉会</p> <p>【午後4時45分閉会】</p>